

公益財団法人 日本サッカー協会
2018年度 第9回理事会

決議事項

1	副会長 選定の件
	9月8日に開催された臨時評議員会で理事に選任された池田洋二氏を副会長に選定したい。 ・副会長：池田 洋二（いけだ ようじ）理事
2	業務執行理事 選定の件
	業務執行理事に以下の2名を選定したい。 ・池田 洋二 副会長 ・関塚 隆（せきづか たかし） 理事 この結果、業務執行理事は、以下の8名となる。 ・副会長：村井 満、岩上 和道、池田 洋二 ・専務理事：須原 清貴 ・常務理事：松崎 康弘 ・理事：小川 佳実、関塚 隆、今井 純子
3	副会長の会長職務代行順位決定の件
	「理事及び監事の職務権限規則」第8条第2項に基づく副会長の会長職務代行順位を以下の通りとしたい。 第1順位 村井 満 副会長 第2順位 岩上 和道 副会長 第3順位 池田 洋二 副会長 【参考】理事及び監事の職務権限規則 (副会長) 第8条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。 (1) 会長を補佐し、この法人の業務を執行する。 (2) 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。 (3) 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。 (代行順序の決定) 第12条 第8条第1項第2号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。
4	トレーニング費用制度の件
	(決議) 資料No.1 将来構想委員会の決定を受け、現行の「トレーニング費用制度」を以下の通り変更したい。

<概要>

- (1) 獲得クラブのカテゴリー（J1、J2、J3/JFL 他）により、異なる金額を設定する（金額は別添参照）。
- (2) 3種および4種の育成チームも支払い対象とする

※ 来年度(2019年度)の移籍から適用

※ 各種手続きの詳細を含めた関連規則（プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則他）の改正は、法務委員会等の審議を経て別途、理事会に付議する。

5 懲罰規程改正の件

懲罰規程を以下の通り、改正したい。

<概要>

出場停止中の選手等が携帯電話等でテクニカルエリア内の選手等と通信することを認める。

<改正理由>

国際サッカー評議会（IFAB）は、2018/19 競技規則改正において、テクニカルエリアにおける一部の電子通信機器の使用を認めた。

これに関連して IFAB は、出場停止処分を科された者がテクニカルエリアとの間で通信することを妨げないよう規律委員会に求めることを表明した。これを受けて懲罰規程を改正するもの。

<改正箇所>

現行	改正後
<p>〔別紙2〕懲罰基準の運用に関する細則 第3条〔出場停止処分の適用範囲〕</p> <p>1. 選手、監督、コーチ、役員、職員その他の関係者（以下、「選手等」という）が出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域（ADカード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域）に立ち入ることはできないものとする。</p> <p>2. 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができるが、携帯電話等の機器を使用する等の一切の方法により他の選手等へ指示・助言等を行うことはできないものとする。</p>	<p>〔別紙2〕懲罰基準の運用に関する細則 第3条〔出場停止処分の適用範囲〕</p> <p>1. 選手、監督、コーチ、役員、職員その他の関係者（以下、「選手等」という）が出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域（ADカード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域）に立ち入ることはできないものとする。</p> <p>2. 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができる。</p>

<改正日>

2018年9月13日

(決議) 資料No.2

事務局組織変更に伴い、以下の規則等を改正したい。

(1) 改正する規則等

- ① 事務局組織運営規則
- ② 事案決裁規則
- ③ リスク管理規則
- ④ 規則管理規則
- ⑤ 後援協賛等に関するガイドライン

(2) 改正する主な内容

- ① 事務局長職及び事務局次長職は廃止したため削除する
- ② 管理部を経営企画部と総務部に分割したため、管理部という表記を経営企画部又は総務部、
管理部長という表記を経営企画部長又は総務部長と変更する

(3) 改正・施行日

2018年9月13日